

犬山市危険空き家解体工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して住み続けられる住環境の確保を推進するため、危険空き家の解体工事を行う者に対して交付する犬山市危険空き家解体工事費補助金（以下「補助金」という。）について、犬山市補助金等交付規則（昭和56年犬山市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険空き家 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等（建築物に附属する工作物及びその敷地を除く。）のうち、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（以下「不良住宅」という。）であって、別表に定める危険度の測定基準により算出した評点の合計が100以上となるものをいう。

(2) 所有者等 次のいずれかに該当する個人をいう。

ア 危険空き家の登記事項証明書（未登記の場合にあっては、固定資産税家屋台帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記録されている者。ただし、所有者が死亡している場合は、その法定相続人とする。

イ 危険空き家が所在する土地の所有者（当該危険空き家の解体についてアに掲げる者の同意を得た者に限る。）

ウ ア及びイに掲げる者の同意を得て、危険空き家の解体工事を行う者

(3) 解体事業者等 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第10

4号) 第21条に基づく愛知県知事の登録を受けた事業者であつて、市内に事業所を有するものをいう。

(補助対象空き家)

第3条 補助金の交付対象となる危険空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 個人が所有する木造住宅で、1年以上にわたり使用されていないもの。ただし、長屋又は共同住宅の場合にあっては、その全戸について1年以上にわたり使用されていないものとする。
- (3) 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていたもの
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合において、当該権利の権利者が危険空き家の解体について同意している場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、所有者等とする。ただし、所有者等が危険空き家を共有し、又は相続している場合は、当該危険空き家の解体について共有者又は相続人全員の同意を得た場合に限り、補助対象者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としな

- (1) 犬山市税条例(昭和29年条例第17号)第3条に規定する市税(第11条第3号において「市税」という。)を滞納している者
- (2) 犬山市暴力団排除条例(平成24年条例第34号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第2項の勧告を受けた者
- (4) 第7条第1項の申請の日の属する年度において、他の危険空き家に係る第9条の通知を受けた者
- (5) その他市長が補助金を交付することについて適当でないと認める者

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が解体事業者等に依頼して行う補助対象空き家の解体工事（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の規定に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。）とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 補助対象空き家の一部を解体するもの
- (2) 他の制度等に基づく補助金等の交付対象となるもの
- (3) 公共事業による移転、建替え等の補償対象となるもの

2 補助対象事業は、第9条の通知の日以後に着手しなければならない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象者が解体事業者等に支払った補助対象事業に係る費用（消費税及び地方消費税を除く。）の額に5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、20万円を限度とする。

(危険空き家の判定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、危険空き家判定申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現場写真（複数の方向から撮影されたものとし、正面玄関を撮影したものを含むものとする。）

2 市長は、前項の申請があったときは、現地調査を行い、当該申請に係る住宅が補助対象空き家に該当するか否かを判定し、危険空き家判定結果通知書（様式第2）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第8条 危険空き家に該当する旨の前条第2項の通知を受けた者（以下「申請者」という。）は、犬山市危険空き家解体工事費補助金交

付申請書（様式第3）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第4）
- (2) 危険空き家判定結果通知書の写し
- (3) 登記事項証明書又は所有者等であることを確認できる書類
- (4) 補助対象事業に係る見積書（補助対象事業の内容、費用の内訳等を明らかにするものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類
（交付決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、犬山市危険空き家解体工事費補助金交付決定通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

（事業の廃止及び中止）

第10条 前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業を廃止し、又は中止しようとするときは、犬山市危険空き家解体工事費補助金事業廃止・中止届（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（事業の変更）

第11条 交付決定者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、当該変更に着手する前に犬山市危険空き家解体工事費補助金変更承認申請書（様式第7）に当該変更の内容を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、犬山市危険空き家解体工事費補助金変更決定通知書（様式第8）により交付決定者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第12条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該完了の日の属する年度の1月末日のいずれか早い日までに、犬山市危険空き家解体工事費補助金実績報告書（様式第9）に次に掲げる書類を添えて市長に

提出しなければならない。

- (1) 工事請負（変更）契約書又は請書の写し
- (2) 請負代金請求書及び領収書（補助対象事業を施工した解体事業者等が発行したものに限る。）の写し
- (3) 工事写真（着手前、工事中及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類
（額の確定）

第13条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、犬山市危険空き家解体工事費補助金額の確定
通知書（様式第10）により交付決定者に通知するものとする。
（請求及び交付）

第14条 交付決定者は、前条の通知を受けた日から起算して10日
以内に、犬山市危険空き家解体工事費補助金請求書（様式第11）
を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき、補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、
補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第12条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分
に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、
期限を定めてその返還を命ずるものとする。
（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年11月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

住宅の危険度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点	
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの		10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの		20	
		②外壁	外壁の構造が粗悪なもの		25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又は梁	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等軽微な修理を要するもの		25	100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数か所に腐朽又は破損があるもの等大規模な修理を要するもの		50	
			ハ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の恐れがあるもの		100	
		④外壁	イ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により著しく下地が露出しているもの		15	

			ロ 外壁の仕上材料の剥離、腐朽又は破損により著しく下地が露出し、かつ壁体を貫通する穴が生じているもの		25	
		⑤屋根	イ 屋根葺き材料の一部について剥落又はずれがあり、雨漏りがあるもの		15	
			ロ 屋根葺き材料の著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等の腐朽があるもの又は軒の垂れ下がったもの		25	
			ハ 屋根が著しく変形しているもの		50	
3	防火上又は避難所上の構造の程度	⑥外壁	イ 延焼の恐れのある外壁があるもの		10	30
			ロ 延焼の恐れのある外壁の面数が3以上であるもの		20	
		⑦屋根	屋根が可燃性材料で葺かれているもの		10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋のないもの		10	10
合 計						

備考 1 の評定項目につき、該当する評定内容が複数ある場合は、当該評定項目に係る評点は、各評定内容に係る評点のうち、最も高い評点を適用する。